

## 熱海市税の口座振替による納付に係る特例的取扱いについて（お知らせ）

このたびの令和3年7月1日からの大雨による災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

これまで、市税の納付につきましては、口座振替を御利用の場合では、各納期限にお引落しいたしておりますが、被災された皆様の状況に鑑みまして、希望される方を対象に一時的に口座振替を停止し、納付書での納付に変更することができることといたしました。納税義務者様は、熱海市役所税務課納税室（⑦番窓口）におきまして、お手続きをお願いいたします。

なお、納税義務者様が御来庁できない場合は、別紙「口座振替手続等委任状」を御用意の上、代理の方がお手続きをしてください。

おって、口座振替の停止のお手続は、各納期限の7日前（土・日・祝日を除きます。）までをお願いいたします。

### 記

御来庁いただく際の持ち物

1. 御来庁される方の本人確認資料（身分証明書）
2. 納税義務者様以外の方がお越しいただく場合は「口座振替手続等委任状」

口座振替の停止等を希望する税目・振替先金融機関（銀行名・支店名・口座番号）を御確認ください。

上記について御不明な点がございましたら、担当まで御連絡ください。

担当 税務課納税室  
電話 0557-86-6163